

南房総市定例記者会見

日時 令和2年1月27日（月）
午前10時30分
場所 市役所本庁舎 本館1階 応接室

【会見項目】

- (1) 台風第15号等で被災した家屋の公費による解体撤去について
- (2) 骨髄移植ドナー支援助成金交付事業を開始
- (3) 介護福祉士学生奨学支援金4月からスタート
- (4) 南房総市の小中学校に個別最適化学習を導入

【その他 資料提供】

2月行事予定表

南房総市総務部秘書広報課
TEL0470-33-1002・FAX0470-20-4591

定例記者会見 令和2年1月27日 開催

会見項目No. 1

台風第15号等で被災した家屋の公費による解体撤去について

本制度は、令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により被災した家屋について、生活環境の保全とともに、二次災害の防止及び被災者の生活再生支援を図るために、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

1. 対象となる主な要件（次の条件を全て満たすもの）

- ①罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けたもの（10月25日の大雨の場合は「全壊」のみ）
- ②個人が所有する住宅（被災当時居住のために使用していたもの）
※賃貸物件は対象外
- ③家屋をすべて解体・撤去するもの（リフォームや一部解体は対象外）

また、すでに自費で解体・撤去を済ませてしまった場合（自費撤去）は、解体契約者の申請に基づいて自費撤去した費用を償還します。自費撤去費用の償還は、市が定めた基準で算定した額が償還額の上限になります。自費撤去については、令和2年2月29日までに解体業者との契約が締結されたものが対象となります。

2. 受付について

受付方法：窓口でお待たせしないように申請受付は予約制とします。

申請される方は、必ず事前に予約してください。

予約電話番号：0470-33-1103（平日の午前9時から午後5時）

申請受付期間：令和2年1月27日（月）～令和2年3月31日（火）（土日祝除く）

受付場所：南房総市役所 本庁 別館1 復興支援課

【参考情報】案内チラシ

【問い合わせ】

南房総市 総務部 復興支援課 災害廃棄物係 担当者：込山
電話：0470-33-1103 FAX：0470-33-2323 e-mail アドレス：fukko@city.minamiboso.lg.jp

被災した家屋の撤去等を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって行います。

対象は、台風第15号、第19号または10月25日の大雨により被災した家屋で、罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」（10月25日の大雨の場合は「全壊」と判定された、個人が所有する住宅（被災当時、居住のために使用していたもの）になります。

※家屋の一部（外壁・屋根など）のみの撤去や家屋の補修改修工事（リフォーム）は本制度の対象となりません。

これから解体・撤去等を考えている方（公費撤去）

対象の被災家屋をこれから解体・撤去する場合、所有者からの申請に基づいて、市が所有者に代わり解体・撤去を行います。

＜申請時に必要な書類＞

裏面の必要書類一覧をご確認ください。

すでに自費で解体・撤去等を済ませてしまった方（自費撤去）

対象の被災家屋をすでに解体・撤去を済ませてしまった方は、解体契約者の申請に基づいて市が定めた基準額を基に算定した金額を上限に解体・撤去費用が償還されます。

・ 令和2年2月29日（土）までに当該解体・撤去に係る事業者との契約が締結されたものが対象です。

・ 自費撤去費用の償還は、市が定めた基準で算定した額が償還額の上限になります。

※解体金額等によっては、全額償還できない場合がありますのでご了承ください。

※自費撤去された方は、同封の申請様式とは別の様式を使用するため復興支援課までご連絡ください。

【受付について】

受付方法：窓口でお待たせしないように申請受付は予約制とします。

申請される方は、必ず事前に予約してください。

予約電話番号：0470-33-1103（平日の午前9時～午後5時）

申請受付期間：令和2年1月27日（月）～令和2年3月31日（火）（土日祝日を除く。）

受付場所：南房総市役所 本庁 別館1 復興支援課

※受付期間等は、今後の申請状況により変更する場合があります。

※注意事項

○地上部の解体費・運搬費・処分費部分が制度の対象となります。それ以外に発生する家財・家庭ごみの処分費や地下部分（浄化槽や配管等）の解体費・運搬費・処分費等は自己負担となります。また電気・電話、ガスや水道などのライフラインの解約手続きを事前に行ってください。

南房総市 復興支援課 災害廃棄物係

【電話番号】0470-33-1103

必要書類一覧【これから解体・撤去を考えている方（公費撤去）】

| 必ず必要なもの | | 備考 |
|---------|---|--|
| 1 | 損壊家屋等の撤去等に係る申請書 ※様式1（同封されています。） | 申請者と所有者が同じである必要があります。 |
| 2 | 来庁者の身分証明書【原本】 | 写真付きは1種類（運転免許証、パスポート等）、 写真無しは2種類必要（保険証、国民年金手帳、官公署発行の資格証等）です。 |
| 3 | 印鑑 | 申請者と所有者が同じ場合→実印 申請者と所有者が違う場合→認印（委任状と同じ認印） |
| 4 | 所有者の印鑑登録証明書【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で 取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※市外にお住まいの方は、お住まいの市町村で取得できます。 |
| 5 | り災証明書【原本】（コピー可） ※税務課で取得できます。 | 台風15号、19号は「半壊」以上である必要があります。 10月25日の大雨は「全壊」である必要があります。 |
| 6 | 登記事項（建物）全部事項証明書【原本】 ※法務局で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもので、現在の建物所有者及び抵当権等の権利関係が記載されているもの。 未登記の場合→固定資産評価額証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）※税務課で取得できます。 未登記で非課税の場合→登記事項（土地）全部事項証明書等※法務局で取得できます。 |
| 7 | 建物配置図 ※様式2（同封されています。） | 敷地内を上から見たときの全ての家屋の配置及び概ねの形状・寸法、方位が分かるように してください。 ※解体を希望する家屋と残す家屋を明示してください。 |
| 8 | 被災状況写真 | 解体を行う被災家屋等が撮影されたものをご用意ください。 |

| 必要な場合があるもの | | 備考 |
|--|--|---|
| 代理人が申請手続を行う場合 | 委任状【原本】 ※様式3（同封されています。） | |
| 共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請手続を行う場合 | 損壊家屋等の撤去等に係る同意書（共有者・相続人）【原本】 ※様式4（同封されています。） | 共有者全員分（申請者を除く。）をご用意 ください。 ※複数枚必要な場合は、様式をコピーして ご用意ください。 |
| | 申請者以外の共有名義人の印鑑登録証明書【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※市外にお住まいの方は、お住まいの市町村で取 得できます。 |
| 所有者が死亡している場合 | 遺産分割協議書または公正証書遺言書 | 解体・撤去する家屋等の相続人が明らかになって いるもの |
| | 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※市外にお住まいの方は、お住まいの市町村で取 得できます。 |
| | 所有者が死亡していることが分かる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡 検案書等【原本】） ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※本籍地の市町村で取得できます。 |
| | 相続人全員分の戸籍謄本【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※本籍地の市町村で取得できます。 |
| 相続協議が完了していない が、撤去等に係る申請につ いて相続人全員が同意して いる場合 | 損壊家屋等の撤去等に係る同意書（共有者・相続人）【原本】 ※様式4（同封されています。） | 相続人全員分（申請者を除く。）をご用意 ください。 ※複数枚必要な場合は、様式をコピーして ご用意ください。 |
| | 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※市外にお住まいの方は、お住まいの市町村で取 得できます。 |
| | 所有者が死亡していることが分かる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡 検案書等【原本】） ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※本籍地の市町村で取得できます。 |
| | 相続人全員分の戸籍謄本【原本】 ※市民課、朝夷行政センター、各地域センター等で取得できます。 | 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※本籍地の市町村で取得できます。 |

定例記者会見 令和2年1月27日 開催

会見項目No. 2

骨髄移植ドナー支援助成金交付事業を開始

令和2年1月から骨髄移植ドナー支援事業として助成金を交付し、白血病などの治療が困難な血液疾患に対する有効な治療方法とされる骨髄・末梢血幹細胞（骨髄等）の移植の推進及びドナー登録の推進に寄与します。

○助成の対象は、以下に該当するドナー及びドナーが勤務する事業所です。適用は平成31年4月1日からとなります。

ドナー：①日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた人 ②骨髄等の提供を完了した日において南房総市に住所があり住民基本台帳に記載されている人 ③他の地方公共団体から当該助成対象ドナーに係る助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない人

事業所：①骨髄等の提供を完了した日において当該助成対象ドナーの勤務する国内の事業所（独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）
②ドナーとして必要な通院及び入院のための特別休暇を与えていること
③特別休暇を与えた助成対象ドナーに対し他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと

○助成金額

ドナー：骨髄等の提供のための通院及び入院の日数×20,000円
限度額 140,000円

事業所：助成対象ドナーに与えた特別休暇の日数×10,000円
限度額 70,000円

○申請期限

骨髄等の提供を完了した日の翌日から起算して1年以内に必要書類を健康支援課へ提出してください。

【参考情報】骨髄移植ドナー支援事業助成金交付実施概要

【問い合わせ】

南房総市 保健福祉部 健康支援課 保健予防係 担当者：岩田 俊江
電話：0470-36-1152 F A X：0470-36-1133 e-mail アドレス：kenko@city.minamiboso.lg.jp

南房総市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付実施概要

1 目的

骨髄・末梢血幹細胞（骨髄等）の提供をする際には一定の期間の通院や入が必要とされているため仕事を休むことが困難で骨髄等の提供を辞退せざるを得ない人がいることからドナー（骨髄等提供者）及びドナーの勤務する事業所に対し助成金を交付することで、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の推進に寄与することを目的とする。

2 助成の対象

○対象ドナー 次の(1)～(4)のいずれにも該当する人。

- (1) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた人
- (2) 骨髄等の提供を完了した日において、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (3) 他の地方公共団体から、当該助成対象ドナーに係る助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない人
- (4) 南房総市暴力団排除条例（平成24年南房総市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない人

○対象事業所（事業を営む個人を除く。） 次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業所。

- (1) 骨髄等の提供を完了した日において、当該助成対象ドナーの勤務する事業所（独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が国内に存すること。
- (2) ドナーとして必要な通院及び入院のための特別休暇を助成対象ドナーに与えていること。
- (3) 特別休暇を与えた助成対象ドナーに対し、他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

3 助成の額

対象ドナー：骨髄等の提供のための通院及び入院の日数×20,000円（限度額140,000円）

対象事業所：助成対象ドナーに与えた特別休暇の日数×10,000円（上限額）70,000円

4 申請

助成対象ドナーが骨髄等の提供を完了した日の翌日から起算して1年以内

5 公布の日

令和元年12月20日

※ 平成31年4月1日から適用とする。

定例記者会見 令和2年1月27日 開催

会見項目No. 3

介護福祉士学生奨学支援金 4月からスタート

南房総市内の高齢化率の増加に伴い、介護人材不足が懸念されているため、令和2年4月から将来介護福祉士として市内の介護施設等に従事する者に対し、修学に必要な資金を貸付けし介護福祉士の資格の取得を支援いたします。

○借受対象者は以下の要件を満たす者となります。

- ① 南房総市内に住所を有し、かつ資金の貸付けを受けようとする年度の4月1日まで引き続き1年以上居住している者、又はその者の配偶者若しくは2親等内の親族
- ② 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した千葉県内の学校、又は千葉県知事の指定した養成施設に在学する者

【千葉県内の養成施設校（平成31年4月現在）】

- ・文科省、厚生省が指定した施設
千葉市4校、松戸市2校、成田市、流山市、四街道市、東金市、印西市、我孫子市各1校 合計12校
- ・千葉県知事の指定する養成施設（令和2年4月開校予定）
鴨川市1校

○給付金額

月額2万円以内

○返還の免除

南房総市内の介護施設等で、介護福祉士として従事していた期間が貸付期間に達したとき。

【南房総市内 介護施設一覧】

- ・ 介護老人福祉士施設（特別養護老人ホーム） 11 施設
- ・ 介護老人保健施設（老人保健施設） 4 施設
- ・ 介護療養型医療施設 1 施設
- ・ サービス付き高齢者向け住宅 2 施設
- ・ ケアハウス 2 施設
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 6 施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護 1 施設

【参考情報】 南房総市介護福祉士修学資金貸付基金条例

【問い合わせ】

南房総市 保健福祉部 健康支援課 高齢者福祉係 担当者：實方・小林
電話：0470-36-1152 F A X：047036-1133
e-mail アドレス：kenko@city.minamiboso.lg.jp

南房総市介護福祉士修学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 介護福祉士を養成する施設に在学する者で、将来本市内の規則で定める社会福祉施設等（以下「社会福祉施設等」という。）において介護福祉士として従事しようとするものに対し、南房総市介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって介護福祉士の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、南房総市介護福祉士修学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,000万円とする。

- 2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(貸付けの対象)

第3条 市長は、本市に住所を有し、かつ、修学資金の貸付けを受けようとする年度の4月1日まで引き続き1年以上居住している者又はその者の配偶者若しくは2親等内の親族のうち、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した千葉県内の学校又は千葉県知事の指定した養成施設（以下これらを「養成施設」という。）に在学する者であって、将来本市内の社会福祉施設等において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸し付けることができる。ただし、本市以外の市区町村から修学資金と同種の養成施設の修学に係る資金を借り受けている者については、この限りでない。

(貸付額及び利息)

第4条 修学資金の貸付額は、月額2万円以内とする。

- 2 修学資金には、利息を付さない。

(返還)

第5条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して

当該貸付けを受けた期間（規則で定める期間を除く。）に相当する期間（以下この条及び第7条において「貸付期間」という。）（次条の規定により返還が猶予されたときは、貸付期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦その他規則で定める均等払の方法により、貸付けを受けた修学資金（以下次条及び第7条において「貸付金」という。）の金額を返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業したとき。

（返還の猶予）

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間、貸付金の返還を猶予することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 養成施設に在学しているとき。

(2) 本市内の社会福祉施設等において介護福祉士の業務に従事しているとき。

(3) 養成施設が指定する場所において介護福祉士の業務に従事しているとき。

(4) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（返還の免除）

第7条 市長は、第5条の規定にかかわらず、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の返還を免除するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 本市内の社会福祉施設等において継続して介護福祉士の業務に従事していた期間が、貸付期間に達したとき 貸付金の全額

(2) 前号の業務に従事していた期間又は次項の業務に従事することができなかった期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護福祉士の業務を継続することができなくなったとき 貸付金の全額

(3) 死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由により貸付金を返還することができなくなったと認められるとき 市長が必要と認める額

2 前項第1号の規定の適用については、進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由

により介護福祉士の業務に従事することができなかった期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

(管理)

第8条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月31日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、令和2年度以後に養成施設に入学した者から適用する。

定例記者会見 令和2年1月27日 開催

会見項目No. 4

南房総市の小中学校に個別最適化学習を導入

南房総市では、市一斉学力調査や塾と連携した学習講座などの学力向上推進事業に取り組んでいます。

令和元年度から、新たに児童生徒一人ひとりに適した課題を提供する個別最適化学習システムの導入を進めています。これは、テスト等の結果をAIが分析し、一人ひとりに合った学習内容を提供するというものです。(詳細は別紙 P1)

小学校は4年生の算数で、大日本印刷の教材「リアテンドント」を試験的に導入しています。(富浦小学校の様子、別紙 P2)

中学校でも1年生の数学で、ベネッセの教材「ドリルパーク」を導入しています。(白浜中学校の様子、別紙 P3)

【参考情報】

【問い合わせ】

南房総市 教育委員会 子ども教育課 指導係 担当者：佐藤 進
電話：0470-46-2966 FAX：0470-46-4059
e-mail アドレス：susumu.sato@city.minamiboso.lg.jp

南房総市の小中学校に個別最適化学習を導入

南房総市では、市一斉学力調査や塾と連携した学習講座などの学力向上推進事業に取り組んでいる。令和元年度より、新たに児童生徒一人ひとりに適した課題を提供する学習システムの導入を進めている。これは、テスト等の結果をAIが分析し、一人ひとりに合った学習内容を提供するというものである。

小学校では大日本印刷の教材「リアテンドント」を富浦小学校で試験的に導入している。リアテンドントは算数教材で、学習内容を終えた後の評価テストの結果を入力すると、その解答結果から、その子に適した復習プリントが3枚提供される。テストは年間で15枚程度あり、その子に適したプリントが年間で45枚ほど提供されることになる。国は小中学生に一人一台のPC端末を推進しているが、本市では小学生段階は紙と鉛筆で「書く」ことを重要と考えている。富浦小学校4年生の状況を見ながら、順次各小学校へ広げていく予定である。

中学校では、ベネッセの教材「ドリルパーク」を白浜中学校で導入している。パソコンを使って国語から英語までの主要5教科のドリルを生徒一人ひとりに合ったペースで進めることができる。このドリルは、小学校段階からの学び直しが可能な上、各自のペースで進められる。朝の自習や授業の最初等のすき間時間を有効に使える手段となっている。来年度以降、現在行われている市独自の学力調査と連携させ、さらに個々に合った学習が可能となるように計画している。また、中学校のパソコンがタブレット化されることで、手書きによる漢字練習なども可能になる。

児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた学習を保障することにより、点数化される学力だけでなく、意欲などの情意面についてもその向上を図っていく。

富浦小（4年生）リアテンドント 算数



（1）担当教諭の感想

考える活用問題など、能力の高い子はとても楽しく取り組んでいます。結果の一覧があり、どんなところが弱いのか一目でわかるため、指導上の参考になっています。また、パソコンでのテスト採点はとてもやりやすいです。

悩みは、評価テストの問題数が少なく全体的に難しいため、低位の子の意欲が上がらないことがあります。また、解答にたどり着くまでの思考過程は評価に加味されないことです。テスト結果を送付する期日が決まっており、忙しい期間は日程がきついことがありました。

（2）児童の感想

- 1 評価テストは今までやってきたテストと比べてすごく難しい。20分以上考える時もある。でも、1回でも100点がとれた時すごくうれしかった。
- 2 評価テストはすごく考えて、考えて、そしてやっと答えが出て考えるのもいいなと思いました。
- 3 評価テストは難しいところもあるが、やるごとに力がついてきた。アドバイスがついていたから次もやる気ができました。
- 4 復習プリントは、自分ができなかつた問題が出ているからよかった。
- 5 復習プリントは問題が少ないからやりやすい。苦手がなくなったり、自学でも使えたりしたのが良かった。
- 6 復習プリントは、一人ひとり問題が違ふし、答えの所に解説がついていて、とてもわかりやすかつたです。

白浜中（1年生）ドリルパーク 数学



（1）担当教諭の感想

本校は学力差が大きく、普段の練習問題はレベルが平均的なものになっているため、得意な生徒にとっては簡単な問題も多く、苦手な生徒には難しすぎるといった事が多く見られました。ドリルパークでは、「ベーシックドリル」と「パワーアップドリル」があるため、自分のレベルに合わせた問題を個々のペースで進められることが生徒の意欲を高めていると思います。また、つまづいている生徒に対して、「学び直しドリル」等で小学校からの振り返りをおこなうことができるため、放課後の個別学習でも活用しています。

課題は、途中計算などを画面に書き込む機能があり、タブレットであればそれだけで学習できるのですが、ノートパソコンで取り組むと書き込みづらいため、ノートなどに途中式を書きながらパソコンに答えを打ち込まなければならないということです。

（2）生徒の感想

- 1 私は、パソコンを使って勉強してみて、新鮮な感じで、とても楽しかったです。自分に合ったものができ、自分のペースでできるという機能は素晴らしいなと思いました。約25分間、集中して勉強することができて、とても楽しかったです。
- 2 パソコンでやってみて、自分のできるやつ、できないやつ、両方ともやれたのでよかったです。正の数、負の数で忘れていたところがありました。家でもやれたらいいなと思いました。
- 3 わからないところを自分でやれるので良かった。自分が苦手なものもしっかりと確認することができるから、効率もよいと思いました。自分の事一つ一つに向かって解いたり考えたりすることができた。